

大阪信愛学院短期大学外部評価委員会規程

(設置)

第1条 大阪信愛学院短期大学（以下「本学」という）に、大阪信愛学院短期大学自己点検評価規程第3条に定める外部評価を実施する機関として、大阪信愛学院短期大学外部評価委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の結果について、妥当性と客観性を高めるため、学外者による検証及び評価を行う他、教員評価や教育研究及び社会貢献活動全般への助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

2 委員は本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等から、学長が選考し、委嘱する。

3 学長は、委員を委嘱した場合、委員の氏名・職名等を、速やかに自己評価評価委員会に通知するとともに、公表する。

4 委員会に座長を置き、委員のなかから学長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(外部評価の実施)

第5条 委員は、本学が実施した自己点検・評価の結果を第2条の規定により検証し、優れた点及び改善を要する事項等を意見して、評価を付す。

2 事務局は、前項に定める委員の意見及び評価を外部評価報告書にまとめ、委員会に提出する。

3 学長は、前項に定める委員会の了承後、外部評価報告書を自己点検評価委員会に報告する。

(事務)

第6条 委員会の事務は、事務局が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、自己評価評価委員会の議を経て、教授会に報告しなければならない。

附則 1 この規程は、平成25年9月18日より施行する。 2 第4条の規定にかかわらず、この規程の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。 附則 この規則は、平成27年4月1日から施行する。